

## 独立行政法人日本学生支援機構年度計画（令和8年度）

（序 文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づく、令和8年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 奨学金事業

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。

#### （1）給付奨学金

##### ① 奨学金の的確な支給

給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が、進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。

あわせて、大学等が実施する授業料等減免の対象が拡大されたことに伴い、追加となった多子世帯の学生等についても大学等に対する情報提供などによる支援を適切に行う。

##### ② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。

#### （2）貸与奨学金

##### ① 奨学金の的確な貸与

貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。

また、大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。

## ② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の必要性等を自ら判断しつつ奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。

## ③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組む。

返還金の回収状況について、貸与人員、貸与規模減少による返還者層の構成変化の影響を受けないものを分析の観点として掲げ、定量的な把握・分析を実施することとし、貸与奨学金新規返還者について、97.2%以上の回収率を維持する。あわせて、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。

## ④ 減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用

減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行うとともに、返還者の利便性の向上を図り、適切に制度を運用する。

## ⑤ 多様な返還方法等の提供

企業の担い手となる奨学金返還者についての各企業による「奨学金の返還支援（代理返還）制度」、及び奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」については、適切に情報提供、周知を行うとともに、確実に実施する。

なお、「奨学金の返還支援（代理返還）制度」については、就職フェア等への参加、WEB配信等、適切な情報提供、周知を推進することで、利用企業の更なる増加に取り組む。

## ⑥ 返還免除制度の適切な運用

死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除及び優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度について、適切に運用する。

## ⑦ 機関保証制度の運用

奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、

周知を行う。

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。

また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

### (3) 奨学金事業に共通する事項の実施

#### ① 奨学金制度の周知及び広報の充実

多様な機会や媒体を活用し、奨学金制度の理解に資するため、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者、返還者等への正確でわかりやすい情報の提供を行う。また、その効果等について、広聴調査を実施すること等により把握し、経年の認知状況の変化を踏まえた適切な周知・広報の手法を検討する。

また、奨学金相談センターについては、奨学金制度改正による制度の複雑化に伴うオペレーションの高度化に対応し、相談者に適切な案内を行うことができる体制を整備する。

#### ② 学校との連携強化

授業料等減免等の大学等による支援策と併せて、着実に学生等の経済的負担を軽減するとともに、奨学生として学業精励の自覚を促すため、採用の段階から大学等と連携を図る。

また、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

奨学金業務に関する適切な理解が、学生等の状況に応じたサポートに資することから、大学等の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策及び学校毎の貸与と返還に関する情報提供を適切に行う。

#### ③ 効果検証方策等の検討

奨学金の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のため、奨学生を対象としたアンケートを実施する。また、元奨学生とのつながりを維持・構築するため、令和7年度に実施した調査結果を分析し、新たなネットワークの具体的な形成方法を検討する。

## 2 留学生支援事業

様々な国の留学生支援に係る戦略を踏まえ、以下の事業を推進し、外国人留学生に対する支援については、関係府省庁や独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析を継続する。

日本人留学生に対する支援については、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。

### (1) 外国人留学生に対する支援

#### ① 日本留学に関する情報提供等の充実

日本留学情報サイト等の活用により、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等、日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行うとともに、政府機関、大学等関係機関との連携を強化し、関係機関からの積極的な情報提供を促す。

また、日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

さらに、国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析を継続する。

#### ② 日本留学試験の適切な実施

試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を図る。

不測の事態が生じた場合も受験機会の確保に努める。

なお、試験実施にあたっては、受験者の負担を考慮しつつ社会情勢を踏まえ、国内外会場の受験料を見直すとともに、効率的な運営により、収支の改善に努める。

また、受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するよう新たな方策に係る課題の整理を計画的に進める。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する広報施策等を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、国の留学生政策及び現地の需要や経費を踏まえ

た海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。加えて、日本語教育の参照枠に対応する日本語科目の得点を示すための調査等を実施する。

これらの施策等を通じ、日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（令和5年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数（196校）を上回るよう努める。

### ③ 日本語教育センターにおける教育の実施

国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図りつつ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。

また、カリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図るべく、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会や、外国人等の現職日本語教員に対する研修等を推進する。

これらの施策により、日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を95.8%以上とする。

東京・大阪の両日本語教育センターについて、利用者の生活環境の充実及び安心・安全を確保するため、空調の不具合や設備の経年劣化に対し必要な改修を実施する。

### ④ 学資金の支給等

大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。

なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。

ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。

イ. 留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。高度外国人材育成課程履修支援制度については、「留学生就職促進教育プログラム認定制度」による文部科学省の認定を受けたプログラムを履修する留学生に対する奨学金制度として、適切に実施する。

ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を

積極的に進める大学等に対して、奨学金の採用枠を重点的に配分する。

エ. 留学生借り上げ宿舎支援事業については、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、適切に実施する。

⑤ 宿舎の支援及び交流促進

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎を提供する。また、東京国際交流館において、令和7年度に引き続きLED化工事を行うとともに、兵庫国際交流会館も含め、居住環境の向上のため、老朽化対策工事を行う。さらに、東京国際交流館プラザ平成の空調配管設備等の更新工事の実施計画を策定するための基本設計を行う。

居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施する。

また、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

⑥ 卒業・修了後の支援

国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした国内就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。

帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度を実施するほか、SNSを活用して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。

また、国内で活動する各国の留学生会について、その活動状況等を把握するとともに、各留学生会が集う機会を提供する等により、日本留学経験者とのネットワークの整備に取り組む。

(2) 日本人留学生に対する支援

① 海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関に対して更なる情報提供の充実を図るために「海外留学情報サイト」を適切に運営する。

また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、都道府県教育

委員会等の国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、海外留学希望者のニーズに対応した留学情報の提供及び留学相談に努める。加えて、海外留学フェア等の説明会の開催にあたり、海外留学支援制度における奨学金制度利用者の協力を得て、活躍事例を活用した情報提供を行うこととし、質の向上を図りながら、イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を年間 30 回以上とする。

## ② 学資金の支給

海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を適切に実施する。

また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、様々な国の戦略を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行う。

海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）においては、様々な関係機関に奨学金制度を周知する等、効果的な周知の実施に努めつつ、適切に募集・採用を実施する。

官民協働留学支援策である「トビタテ！留学 JAPAN」第 2 ステージについて、引き続き民間企業等からの寄附金を募り、2027 年度までの派遣人数 5 千人の目標達成に向けて、高校生等、大学生等の派遣を推進する。

また、「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。

## 3 学生生活支援事業

政府方針に基づき、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握、分析、先進的取組の共有等を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。

### (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

大学等における学生生活の実態について把握するため、大学、短期大学、大学院の学生を対象とした「学生生活調査」、高等専門学校を学生を対象とした「高等専門学校生生活調査」、専修学校（専門課程）の学生を対象とした「専門学校生生活調査」を実施する。

令和7年度に実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」の結果について、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。

さらに、大学等において生じている喫緊の課題の解決に向けた先進的な取組等の普及を目的とするセミナーを実施する。

## (2) 障害のある学生等に対する支援

「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を通じて現状の把握を行うとともに、合理的配慮の提供等に係る情報提供の充実を図る。

大学等における障害のある学生に対する支援体制の全体の底上げを図るため、各種セミナーや研修会を通じ障害学生支援に係る理解促進・普及啓発を行うとともに、関係機関等と連携した取組を行う。

大学等における学生の心理・メンタルヘルス支援に係るワークショップを行う。

## (3) キャリア教育・就職支援

大学等におけるキャリア教育・就職支援の取組の推進に向けて、大学等や企業の担当者を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換の機会を提供する。

また、大学等におけるインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進を目的として、産業界とも連携し、専門人材セミナーを実施するとともに、キャリア教育の実施状況等に係る好事例等、情報の収集・提供・発信等を行う。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 業務の効率化

#### (1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。

また、奨学金事業のうち貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、令和5年度予算を基準として、令和10年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）

の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

## (2) 人件費・給与水準の適正化

給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。

## (3) 契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。

## 2 組織の効果的な機能発揮

業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。

## 3 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効果的・効率的な業務運営を実現する。

## 4 適切な情報の発信、調査分析等の推進

国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、多様な媒体を活用し、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。

機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生生活調査、外国人留学生在籍状況調査等を実施する。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

### 1 収入の確保等、寄附金の活用

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、

適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

寄附金に関しては、寄附金募集に係る広報等を推進するとともに、災害支援、児童養護施設等の生徒への受験料等支援をはじめとした支援策への活用を適切に実施する。

## 2 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理

### (1) 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

### (2) 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,700億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、67億円とする。

### (3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

なし

### (4) 重要な財産の処分等に関する計画

なし

### (5) 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。

### (6) 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

### (7) 積立金の使途

前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。

### (8) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正

な評価を行う。

#### IV その他業務運営に関する重要事項

##### 1 内部統制・ガバナンスの強化

###### (1) 事業運営への外部有識者の参画

運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得、業務の適切性を確保する。

###### (2) 外部評価の実施

外部有識者で構成する評価委員会より聴取した評価意見を踏まえて、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。

###### (3) 理事会等によるガバナンスの確保

理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。

###### (4) リスク管理の推進

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、リスク管理に係る計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。

###### (5) コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。

###### (6) 内部監査の実施

第5期中期目標期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。

## 2 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進

個人情報保護について、業務遂行の見直し、研修の改善・充実等により、更なる徹底を図るとともに、情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。

情報セキュリティに関する最新動向及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を踏まえ、情報セキュリティ対策を推進する。また、リスクアセスメント等によりリスクを評価し、必要な情報セキュリティ対策を講じる。

## 3 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

## 4 人事に関する計画

人事基本計画に基づき、業務が多様化・複雑化する中、奨学金事業における金融等の専門性や、留学生支援事業における諸外国の情報収集・分析等を行える多様な専門性を持つ人材の確保・育成に向けた採用活動・研修を実施する。

また、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるよう、多様な研修の実施により、職員のキャリア形成を促進するとともに、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。

## Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

## 1. 予算

## 令和8年度 予算(総括)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	金 額
収入					
借入金等	1,168,513	-	-	-	1,168,513
運営費交付金	9,459	4,769	290	2,189	16,707
育英資金返還免除等補助金	3,907	-	-	-	3,907
学資支給金補助金	195,517	-	-	-	195,517
留学生交流支援事業費補助金	-	9,656	-	-	9,656
寄附金収入	263	1,199	-	-	1,462
貸付回収金	879,849	-	-	-	879,849
貸付金利息等	30,245	-	-	-	30,245
政府補助金	9,019	-	-	-	9,019
事業収入	-	923	-	-	923
雑収入	1,703	484	-	-	2,187
計	2,298,474	17,030	290	2,189	2,317,983
支出					
奨学金貸与事業費	891,443	-	-	-	891,443
一般管理費	-	-	-	2,164	2,164
うち、人件費(管理系)	-	-	-	1,078	1,078
物件費	-	-	-	1,086	1,086
業務経費	11,133	6,166	288	-	17,586
奨学金事業を除く事業費	11,133	6,166	288	-	17,586
うち、人件費(事業系)	2,938	1,011	202	-	4,151
物件費	8,195	5,155	86	-	13,435
特殊経費	29	10	2	25	66
借入金等償還	1,023,009	-	-	-	1,023,009
借入金等利息償還	52,851	-	-	-	52,851
学資支給金補助金経費	195,517	-	-	-	195,517
留学生交流支援事業費補助金経費	-	9,656	-	-	9,656
寄附金事業費	263	1,199	-	-	1,462
計	2,174,245	17,030	290	2,189	2,193,753

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 令和8年度 予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	金 額
収入					
借入金等	1,168,513	-	-	-	1,168,513
運営費交付金	9,459	4,769	290	2,189	16,707
育英資金返還免除等補助金	3,907	-	-	-	3,907
学資支給金補助金	195,517	-	-	-	195,517
留学生交流支援事業費補助金	-	9,656	-	-	9,656
寄附金収入	263	1,199	-	-	1,462
貸付回収金	879,849	-	-	-	879,849
貸付金利息等	30,245	-	-	-	30,245
政府補助金	9,019	-	-	-	9,019
事業収入	-	923	-	-	923
雑収入	1,703	484	-	-	2,187
計	2,298,474	17,030	290	2,189	2,317,983
支出					
奨学金貸与事業費	891,443	-	-	-	891,443
一般管理費	-	-	-	2,164	2,164
うち、人件費(管理系)	-	-	-	1,078	1,078
物件費	-	-	-	1,086	1,086
業務経費	11,133	6,166	288	-	17,586
奨学金事業を除く事業費	11,133	6,166	288	-	17,586
うち、人件費(事業系)	2,938	1,011	202	-	4,151
物件費	8,195	5,155	86	-	13,435
特殊経費	29	10	2	25	66
借入金等償還	1,023,009	-	-	-	1,023,009
借入金等利息償還	52,851	-	-	-	52,851
学資支給金補助金経費	195,517	-	-	-	195,517
留学生交流支援事業費補助金経費	-	9,656	-	-	9,656
寄附金事業費	263	1,199	-	-	1,462
計	2,174,245	17,030	290	2,189	2,193,753

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 令和8年度 予算(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	金 額
収入					
計	-	-	-	-	-
支出					
計	-	-	-	-	-

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※この勘定は、大学等における修学の支援に関する法律(令元法8)附則第6条の規定により、令和7年度中に旧学資支給金の支給が終了し、令和8年度中に同条の規定により学資支給基金の残余の額を国庫に納付することで廃止される予定であるため、令和8年度は表示する内容がない。

## 2. 収支計画

## 令和8年度 収支計画(総括)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	金 額
費用の部					
経常費用	257,961	17,220	273	2,109	277,563
業務経費	254,465	15,632	270	-	270,367
寄附金事業費	263	1,199	-	-	1,462
一般管理費	-	-	-	2,077	2,077
減価償却費	3,233	389	3	32	3,657
臨時損失	1	0	0	1	2
収益の部					
経常収益	257,949	17,190	273	2,109	277,521
運営費交付金収益	9,087	4,598	263	2,043	15,992
自己収入	31,952	1,406	-	-	33,358
寄附金収益	263	1,163	-	-	1,426
補助金等収益	213,491	9,656	-	-	223,147
賞与引当金見返に係る収益	232	80	16	85	413
退職給付引当金見返に係る収益	△ 77	△ 43	△ 9	△ 43	△ 171
資産見返負債戻入	3,000	330	3	23	3,356
臨時利益	2	0	0	1	3
純利益	△ 12	△ 29	-	0	△ 41
目的積立金取崩額	12	30	-	0	42
総利益	0	0	-	-	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 令和8年度 収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	金 額
費用の部					
経常費用	257,961	17,220	273	2,109	277,563
業務経費	254,465	15,632	270	-	270,367
寄附金事業費	263	1,199	-	-	1,462
一般管理費	-	-	-	2,077	2,077
減価償却費	3,233	389	3	32	3,657
臨時損失	1	0	0	1	2
収益の部					
経常収益	257,950	17,190	273	2,109	277,522
運営費交付金収益	9,087	4,598	263	2,043	15,992
自己収入	31,952	1,406	-	-	33,358
寄附金収益	263	1,163	-	-	1,426
補助金等収益	213,492	9,656	-	-	223,148
賞与引当金見返に係る収益	232	80	16	85	413
退職給付引当金見返に係る収益	△ 77	△ 43	△ 9	△ 43	△ 171
資産見返負債戻入	3,000	330	3	23	3,356
臨時利益	1	0	0	1	2
純利益	△ 12	△ 29	-	0	△ 41
目的積立金取崩額	12	30	-	0	42
総利益	0	0	-	-	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 令和8年度 収支計画(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	金 額
費用の部					
経常費用	-	-	-	-	-
収益の部					
経常収益	△ 1	-	-	-	△ 1
補助金等収益	△ 1	-	-	-	△ 1
臨時利益	1	-	-	-	1
純利益	-	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-	-

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※この勘定は、大学等における修学の支援に関する法律(令元法8)附則第6条の規定により、令和7年度中に旧学資支給金の支給が終了し、令和8年度中に同条の規定により学資支給基金の残余の額を国庫に納付することで廃止される予定である。

3. 資金計画

令和8年度 資金計画(総括)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	金 額
資金支出					
業務活動による支出	△ 3,921,472	△ 16,988	△ 288	△ 2,235	△ 3,940,984
奨学金貸与	△ 891,443	-	-	-	△ 891,443
奨学金支給	△ 195,517	-	-	-	△ 195,517
人件費支出	△ 2,967	△ 1,175	△ 204	△ 1,088	△ 5,434
短期借入金の返済による支出	△ 1,747,540	-	-	-	△ 1,747,540
長期借入金の返済による支出	△ 1,023,009	-	-	-	△ 1,023,009
支払利息	△ 52,851	-	-	-	△ 52,851
寄附金事業による支出	△ 263	△ 1,045	-	-	△ 1,308
その他の業務支出	△ 7,871	△ 14,768	△ 84	△ 1,147	△ 23,871
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 11	-	-	-	△ 11
投資活動による支出	△ 7	△ 79	△ 1	△ 5	△ 92
財務活動による支出	△ 221	△ 29	-	△ 9	△ 259
次年度への繰越金	355,671	2,125	386	876	359,058
資金収入					
業務活動による収入	4,045,972	16,252	290	2,249	4,064,763
運営費交付金による収入	9,459	4,769	290	2,189	16,707
政府補助金による収入	9,019	-	-	-	9,019
国庫補助金による収入	199,424	9,656	-	-	209,080
貸付回収金による収入	879,849	-	-	-	879,849
学資支給金の回収金による収入	124	-	-	-	124
短期借入による収入	1,747,540	-	-	-	1,747,540
長期借入による収入	1,168,342	-	-	-	1,168,342
貸付金利息	30,245	-	-	-	30,245
その他の業務収入	1,703	1,458	-	61	3,222
寄附金による収入	268	369	-	-	636
投資活動による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	231,398	2,969	386	876	235,630

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和8年度 資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	金 額
資金支出					
業務活動による支出	△ 3,921,461	△ 16,988	△ 288	△ 2,235	△ 3,940,973
奨学金貸与	△ 891,443	-	-	-	△ 891,443
奨学金給付	△ 195,517	-	-	-	△ 195,517
人件費支出	△ 2,967	△ 1,175	△ 204	△ 1,088	△ 5,434
短期借入金の返済による支出	△ 1,747,540	-	-	-	△ 1,747,540
長期借入金の返済による支出	△ 1,023,009	-	-	-	△ 1,023,009
支払利息	△ 52,851	-	-	-	△ 52,851
寄附金事業による支出	△ 263	△ 1,045	-	-	△ 1,308
その他の業務支出	△ 7,871	△ 14,768	△ 84	△ 1,147	△ 23,871
投資活動による支出	△ 7	△ 79	△ 1	△ 5	△ 92
財務活動による支出	△ 221	△ 29	-	△ 9	△ 259
次年度への繰越金	355,671	2,125	386	876	359,058
資金収入					
業務活動による収入	4,045,972	16,252	290	2,249	4,064,763
運営費交付金による収入	9,459	4,769	290	2,189	16,707
政府補助金による収入	9,019	-	-	-	9,019
国庫補助金による収入	199,424	9,656	-	-	209,080
貸付回収金による収入	879,849	-	-	-	879,849
学資支給金の回収金による収入	124	-	-	-	124
短期借入による収入	1,747,540	-	-	-	1,747,540
長期借入による収入	1,168,342	-	-	-	1,168,342
貸付金利息	30,245	-	-	-	30,245
その他の業務収入	1,703	1,458	-	61	3,222
寄附金による収入	268	369	-	-	636
投資活動による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	231,388	2,969	386	876	235,619

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和8年度 資金計画(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	金 額
資金支出					
業務活動による支出	△ 11	-	-	-	△ 11
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 11	-	-	-	△ 11
次年度への繰越金	-	-	-	-	-
資金収入					
業務活動による収入	-	-	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	11	-	-	-	11

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※この勘定は、大学等における修学の支援に関する法律(令元法8)附則第6条の規定により、令和7年度中に旧学資支給金の支給が終了し、令和8年度中に同条の規定により学資支給基金の残余の額を国庫に納付することで廃止される予定である。